# 電気通信大学100周年キャンパス整備・運営事業に関する基本協定書(案)

※ 優先交渉権者の提案内容等によっては、必要な範囲で本基本協定書に加筆修正を致します。

電気通信大学100周年キャンパス整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関して、国立大学法人電気通信大学(以下「大学」という。)と〇〇(以下「事業予定者」という。)との間で、以下のとおり基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

#### (目的)

第1条 本基本協定は、本事業に関し事業予定者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、 大学と事業予定者との間で締結する提案内容に則った基本事項、宿舎の設計、建設、工事監理、 維持管理、運営及び以上にかかる資金調達とこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約 (以下「事業契約」という。)の締結に向けて、大学及び事業予定者双方の義務について必要な事 項を定めるものとする。

#### (大学及び事業者の義務)

- 第2条 大学及び事業予定者は、大学と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ 誠実に対応するものとする。
- 2 事業予定者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の公募手続きに係る審査委員 会及び大学の要望事項を尊重するものとする。

### (業務の委託、請負)

- 第3条 事業予定者は、設計に係る業務を○○に、工事監理に係る業務を○○に、維持管理に係る 業務を○○に、運営に関する業務を○○に委託し、建設に係る業務を○○に請け負わすものとす る。
- 2 事業予定者は、本基本協定締結後50日(土曜、日曜日及び祝休日を除く。)以内に、前項に定める設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を委託する者との契約又はこれに代わる 覚書等を締結し、締結後速やかに、その契約書の写し等各業務を委託し、又は請け負わすことを 証する書面を大学に提出する。
- 3 第1項により事業予定者から設計、工事監理、維持管理又は運営にかかる業務の委託を受け、又は建設にかかる業務を請け負った者は、委託を受け又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

## (事業契約)

- 第4条 大学及び事業予定者は、事業契約を、本基本協定締結後50日(土曜日・日曜日及び祝休日を除く。)以内に締結するものとする。
- 2 大学及び事業予定者は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
- 3 大学は、事業予定者がその責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合には、事業予定者に対し、違約金として本事業に係る事業予定者が提出した建物の施設整備費相当額の100分の5に相当する金額を請求することができる。

#### (準備行為)

第5条 事業契約締結前であっても、事業予定者は自己の費用と責任において本事業に関して必要

な準備行為を行うことができるものとし、大学は、必要かつ可能な範囲で事業予定者に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

#### (事業契約の不調)

第6条 事業契約において、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合には、すでに 大学及び事業予定者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第4条第3項に規 定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

### (優先交渉権の喪失)

- 第7条 事業予定者が平成25年7月16日付「電気通信大学100周年キャンパス整備・運営事業プロポーザル事業者募集要項」の「IV. 応募者の構成等と参加資格要件」を満たさなくなったときは、大学は事業予定者に対する書面による通知をもって、事業予定者の優先交渉権を喪失させ、事業契約締結の交渉を打ち切ることができる。
- 2 第4条第3項及び前条の規定は、前項による契約交渉打ち切りの場合に準用されるものとする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、大学及び事業予定者の構成員がそれぞれ記名押 印の上、大学及び事業予定者の代表企業が各1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

発注者 国立大学法人電気通信大学 学 長

○○グループ

〇〇社(代表企業) 代表者

○○社代表者

〇〇社 代表者

# 電気通信大学100周年キャンパス整備・運営事業に関する基本協定書 (案・特別目的会社設立型)

※ 優先交渉権者が特別目的会社を設立する場合の基本協定書案です。優先交渉権者の提案内容等 によっては、必要な範囲で本基本協定書に加筆修正を致します。

電気通信大学100周年キャンパス整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関して、国立大学法人電気通信大学(以下「大学」という。)と〇〇(以下「応募事業者」という。)との間で、以下のとおり基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

#### (目的)

第1条 本基本協定は、本事業に関し応募事業者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、 応募事業者が設立する本事業の遂行者(以下「事業予定者」という)と大学との間で締結する、 応募事業者の提案内容に則った基本事項、宿舎の設計、建設、工事監理、維持管理、運営及び以 上にかかる資金調達とこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約(以下「事業契約」と いう。)の締結に向けて、大学及び応募事業者双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

#### (大学及び事業者の義務)

- 第2条 大学及び応募事業者は、大学と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ 誠実に対応するものとする。
- 2 応募事業者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の公募手続きに係る審査委員 会及び大学の要望事項を尊重するものとする。

#### (事業予定者の設立)

- 第3条 応募事業者は、本協定締結後速やかに、事業予定者を会社法上の株式会社として適法に設立し、その商業登記簿謄本、定款の写し、株主名簿(出資者及びその株式数が記載されているもの)を大学に提出する。
- 2 事業予定者は、応募事業者の全部又は一部の構成員の出資により設立されるものとし、かつ、 応募事業者の構成員が保有する議決権の合計は、事業予定者の株主総会における全議決権の2分 の1を超えるものとする。応募事業者の構成員以外の各出資者(以下「応募グループ外出資者」 という)及びその各出資額については、事業予定者設立時に確定させるものとし、かつ、応募グループ外出資者の各議決権保有割合は、いずれも出資者中最大とならないものとする。
- 3 事業予定者の出資者は、反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業、総会屋、又はこれらの関係者、その他の暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう)ではなく、かつ、反社会的勢力との間で、何らの資本・資金、取引上、あるいは人的関係も無く、直接・間接を問わず、反社会的勢力による経営への関与がなされていない者でなくてはならない。
- 4 事業予定者の本店は調布市内に置かれるものとする。
- 5 事業予定者は、応募事業者の提案内容に従いその資本金が本事業を安定的に実施するのに十分 な額である閉鎖会社であり、かつ、取締役会及び監査役を設置する株式会社であるものとする。

## (株式の譲渡等)

第4条 応募事業者の構成員は、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による大学の承諾を得なければならない。

#### (業務の委託、請負)

- 第5条 応募事業者は、事業予定者をして、設計に係る業務を○○に、工事監理に係る業務を○○ に、維持管理に係る業務を○○に、運営に関する業務を○○に委託し、建設に係る業務を○○に 請け負わすものとする。
- 2 応募事業者は、本基本協定締結後50日(土曜、日曜日及び祝休日を除く。)以内に、事業予定者をして、前項に定める設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を委託する者との契約又はこれに代わる覚書等を締結させ、締結後速やかに、その契約書の写し等各業務を委託し、又は請け負わすことを証する書面を大学に提出する。
- 3 第1項により事業予定者から設計、工事監理、維持管理又は運営にかかる業務の委託を受け、又は建設にかかる業務を請け負った者は、委託を受け又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

#### (事業契約)

- 第6条 大学及び応募事業者は、本基本協定締結後50日(土曜日・日曜日及び祝休日を除く。)以内に、大学と事業予定者間で事業契約を締結せしめるものとする。
- 2 大学及び応募事業者は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
- 3 大学は、応募事業者がその責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合には、 応募事業者に対し、違約金として本事業に係る応募事業者が提出した建物の施設整備費相当額の 100分の5に相当する金額を請求することができる。

#### (準備行為)

- 第7条 事業契約締結前であっても、応募事業者は自己の費用と責任において本事業に関して必要 な準備行為を行うことができるものとし、大学は、必要かつ可能な範囲で応募事業者に対して協 力するものとする。
- 2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

#### (事業契約の不調)

第8条 事業契約において、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合には、すでに 大学及び応募事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条第3項に規 定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

### (優先交渉権の喪失)

- 第9条 次の各号のいずれかの事由が生じた場合、大学は応募事業者に対する書面による通知をもって、応募事業者の優先交渉権を喪失させ、事業契約締結の交渉を打ち切ることができる。
- (1) 応募事業者が平成25年7月16日付「電気通信大学100周年キャンパス整備・運営事業プロポーザル事業者募集要項」の「IV. 応募者の構成等と参加資格要件」を満たさなくなったとき
- (2) 本基本協定締結後50日(土曜日・日曜日及び祝休日を除く。)以内の事業予定者の設立が 困難であると認められるとき
- (3) 第3条第2項から第5項、第4条の規定のいずれかに違反する状態が生じたとき
- 2 第6条第3項及び前条の規定は、前項による契約交渉打ち切りの場合に準用されるものとする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、大学及び応募事業者の構成員がそれぞれ記名押 印の上、大学及び応募事業者の代表企業が各1通を保有する。

# 平成〇年〇月〇日

発注者 国立大学法人電気通信大学 学 長

○○グループ

○○社 (代表企業)

代表者

○○社代表者

○○社 代表者